**売買契約書（案）**

美方郡広域事務組合（以下「甲」という。）を売主とし、 ●●●●（ 以下「乙」という。）を買主とし、物件売買について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　この契約書に定める請求、通知及び解除は書面により行わなければならない。

(売買物件)

第２条　売買物件の名称及び数量は、次のとおりとする。

（１）物件名

（２）数　量

（売買代金）

第３条　売買代金は、金　　　　　　　円（消費税を含む。）とする。

（契約保証金）

第４条　乙は、この契約締結と同時に契約保証金として、定められた額を甲に納付しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第５条　甲は、次条に規定された移転登録及び第７条で規定された売買代金の納入の完了を認めたときに、売買物件を甲の指定する場所において現況有姿のまま乙に引き渡し、乙は売買物件の受領書を甲に提出するものとする。

２　乙は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、乙が行わなければならない。

３　前２項に要する費用は、乙の負担とする。

（移転登録等）

第６条　乙は、その責任において売買物件の移転登録をしなければならない。

２　甲は、売買代金の納入の完了を認めた後、乙の請求に基づき、甲が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して乙に交付するものとする。

（売買代金の納入方法及び時期）

第７条　乙は、売買代金から契約保証金を控除した額を売買代金の残金として、令和

７年７月29日（火)までに、甲の指定する方法で納入しなければならない。

（利用条件）

第８条　売買物件に明示されている組合名等については、乙の責任において抹消しな

ければならない。

（危険負担）

第９条　この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までの間において、売買物件が

甲の責めに帰することができない理由により滅失又は毀損した場合の損害は、すべ

て乙が負担するものとする。

（瑕疵担保）

第10条　乙は、この契約締結後において、売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由として売買代金の減免若しくは損害賠償又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第11条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができる。この場合において、乙が納入した契約保証金は甲に帰属するものとする。

（契約の費用）

第12条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の解決方法）

第13条　この契約の実施に関し、甲乙間に疑義のあるときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　兵庫県美方郡新温泉町湯904番地の２

　　　美方郡広域事務組合　管理者　西村銀三　㊞

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞